

5 東彼杵町規則第 25 号

東彼杵町会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 22 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表 職種別基準表（第3条関係）				別表 職種別基準表（第3条関係）			
職種	学歴免許等	基礎号給	上限の号給	職種	学歴免許等	基礎号給	上限の号給
一般行政事務	高校卒	2級— <u>5</u>	2級— <u>25</u>	一般行政事務	高校卒	2級—12	2級—32
事務補助	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	事務補助	高校卒	1級—8	1級—28
道路維持管理	高校卒	1級— <u>25</u>	1級— <u>45</u>	道路維持管理	高校卒	1級—21	1級—41
保健師、助産師	該当免許	2級— <u>21</u>	2級— <u>41</u>	保健師、助産師	該当免許	2級—28	2級—48
正看護師	該当免許	2級— <u>19</u>	2級— <u>39</u>	正看護師	該当免許	2級—26	2級—46
准看護師	該当免許	2級— <u>17</u>	2級— <u>37</u>	准看護師	該当免許	2級—24	2級—44
管理栄養士	該当免許	2級— <u>17</u>	2級— <u>37</u>	管理栄養士	該当免許	2級—24	2級—44
栄養士	該当免許	2級— <u>15</u>	2級— <u>35</u>	栄養士	該当免許	2級—22	2級—42
調理員	高校卒	1級— <u>16</u>	1級— <u>36</u>	調理員	高校卒	1級—12	1級—32
調理補助	高校卒	1級— <u>14</u>	1級— <u>34</u>	調理補助	高校卒	1級—10	1級—30
指導主事	該当免許	3級— <u>55</u>	3級— <u>75</u>	指導主事	該当免許	3級—62	3級—82
学習指導員	該当免許	2級— <u>34</u>	2級— <u>54</u>	学習指導員	該当免許	2級—41	2級—61
学校事務補佐	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	学校事務補佐	高校卒	1級—8	1級—28
学習支援員	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	学習支援員	高校卒	1級—8	1級—28
学校用務補助員	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	学校用務補助員	高校卒	1級—8	1級—28
図書司書補助	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	図書司書補助	高校卒	1級—8	1級—28
特別支援教育支援員	高校卒	1級— <u>12</u>	1級— <u>32</u>	特別支援教育支援員	高校卒	1級—8	1級—28
主任介護支援専門員	該当免許	2級— <u>19</u>	2級— <u>39</u>	主任介護支援専門員	該当免許	2級—26	2級—46

介護認定調査員（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37	介護認定調査員（有資格）	該当資格	2級—24	2級—44
介護予防支援プランナー（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37	介護予防支援プランナー（有資格）	該当資格	2級—24	2級—44
介護予防事業支援員（有資格）	該当資格	2級—14	2級—34	介護予防事業支援員（有資格）	該当資格	2級—21	2級—41
公用車運転手	高校卒	1級—14	1級—34	公用車運転手	高校卒	1級—10	1級—30
プール監視員	高校卒	1級—36	1級—36	プール監視員	高校卒	1級—32	1級—32
地域おこし協力隊		2級—25	2級—37	地域おこし協力隊		2級—32	2級—44
教育業務支援員	高校卒	1級—12	1級—32				
外国語通訳支援員	高校卒	1級—12	1級—32				
自立適応支援員	該当免許	2級—34	2級—54				
小中一貫教育	該当免許	2級—34	2級—54				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

2 改正前の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける号給が同日において受けていた号給に達しないこととなる職員は、改定後においてもそのままの号給とする。